

避難対策に関する対処方針

区市町村に対し、留意事項を通知（5月）

①避難所内での感染防止対策

- ・避難者同士は距離（1～2m）を空ける 等

②より多くの避難先確保

- ・公民館等の公共施設、学校の教室、ホテル等の活用

③住民への周知

- ・在宅避難や親戚・知人宅等への避難など、分散避難の推奨

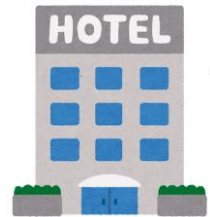


災害時の避難所の確保支援に関する協定①

【内容と目的】

- ・ 区市町村が、本協定に基づきホテルや旅館を避難所として活用する際の基本的条件を整理
- ・ 各団体に加盟する会員情報の提供

⇒ 区市町村による円滑な避難所確保を支援



災害時の避難所の確保支援に関する協定②

【締結先団体】 3団体で約1,000施設（複数団体への加盟施設有）

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（約850施設）

全日本シティホテル連盟関東支部（約190施設）

日本旅館協会東京都支部（約50施設）

【締結日】

令和2年6月26日（金）

